

障害基礎年金

国民年金

[問合せ先]

岐阜南社会保険事務所

☎273・6161

国民年金の被保険者期間中に、何らかの病気やケガで一定の障害状態になった場合、受給要件を満たしていれば「障害基礎年金」が受けられます。また、20歳前の病気やケガで障害状態になった場合でも20歳になれば障害基礎年金を受給できます。

【受給要件】

初診日において、下記の または に該当するかたが障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または症状が固定した日）に国民年金法施行令で定める1級・2級の障害となったとき支給されます。

国民年金に加入しているかた

国民年金に加入していた60歳以上65歳未満で日本に住所のあるかた

ただし、老齢基礎年金の支給の繰上げを受けているかたが、上記の要件に該当していても障害基礎年金は支給されません。

初診日とは、障害の原因となった病気・ケガについて医師または歯科医師の診療を初めて受けた日です。

支給される年金額は

（平成16年度）

1 級障害 993,100円

2 級障害 794,500円

- ▶ただし、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上必要です。なお、平成18年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています。
- ▶20歳になる前に障害になったかたは、20歳から支給されますが、本人の所得制限があります。



秋の行楽、火の用心で
楽しい思い出を！

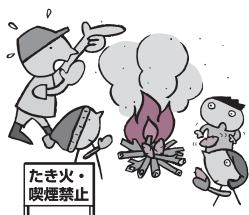
羽島郡広域連合
☎388・1195

厳しい残暑も終わりを告げ、心地よい風を感じることができようになってきました。いよいよ秋の行楽シーズン到来ですね。これからは家族や仲間同士で山に落ち葉拾いに、また紅葉見物の有名スポットに多くの人が足を運ぶことでしょう。

気の合う仲間同士での外出は楽しいものですが、実はこの時期、注意しなければならぬことがあります。それは、空気がとても乾燥しやすく、ちょっとした不注意で思わぬ大火になることがあるということです。

そこで行楽地などへお出かけの際には、次のことに注意しましょう。

たき火やたばこの投げ捨ては絶対しないようにしましょう。



バーベキューなど火を取り扱う場所は、指定された場所以外ではしないようにしましょう。

風の強い日や火災警報発令中は、屋外で火を取り扱わないようにしましょう。

火を使用した後は、確実に後始末をしましょう。

ゴミは責任をもって持ち帰るようにしましょう。

皆さんお互いに気を付け、行楽地のマナーを守ることが、火災予防の第一歩につながります。火の用心を心掛けて楽しい秋の思い出をつくりましょう。